

RX-78

～ to **X** people, who can **R**ealize your dreams and are **R**eliable. ～
夢を実現し、信頼される未知なる（可能性を持つ）者たちへ

北海道中標津高等学校
第 78 期一学年通信
2024(令和 6)年 5 月 10 日
第 6 号
文責 長谷川 敏美

みなさんの生活について

GW が明けて、皆さんの生活の様子を細かく見るできています。良いところを積極的に示していきたいところではありますが、生活上の留意点の確認も含めて記します。「探究活動」の写真は前向き？

1 「安易な遅刻」はしないこと。また、遅刻や早退の場合、適切な対応をとること。

「寝坊」とか「のんびり移動して」など、自身の注意によって避けることができるであろう遅刻を「安易な遅刻」と言います。通院とか、非常事態が発生した場合、学校に連絡（Tel0153-72-2059）ください。



遅れて学校に来た場合の対応は次の通りです。

- ①職員玄関から入る。
- ②外靴を脱ぎ生徒玄関へ移動し上靴に履き替える。
- ③職員室に来て「入室許可書」に必要事項を記入し、学年の先生に判子を押してもらう。【重要】
- ④職員室対応終了後、授業が行われている教室に移動する。

なお、授業の半分の時間を超えての入室は「欠席」扱いとなります。
授業時間半分を超えていても、授業に入りましょう。勉強大事に！

早退する場合は、

- イ 事前に学級担任に申し出る。【基本かつ重要】
 - ロ 授業の途中早退ならば、教科担当にも申し出ておく。
 - ハ 時間になったら生徒玄関に移動する。
- 二 生徒玄関右端のレバーのある扉から校舎外に出る。
出たら扉をきちんと閉めましょう。

くれぐれも、「脱走」してはいけません。回収部隊を編成することになるので……。

「遅刻」に関わっての学年ルールを次のように定めています。



遅刻について……8:30 の朝学習開始時にHRにいないければ遅刻となります。

7日間で2度の「安易な遅刻」をした場合、7:45～廊下のモップがけ5登校日分行う。

（例 4/23に遅刻した場合→4/30までに遅刻した場合、モップがけとなる）

おわकारの通り、「よほどのこと」をされない限り、上記の対応にならないルールです。中には、「一週間遅刻しなければ、翌週遅刻できる。」と考える人がいるかもしれませんが、あらためて、ルールの意味を考えてほしいと思います。社会に出たとき、「安易な遅刻」は周囲にどのような影響を与えるのか、また、欠席の積み重ねが周囲にどのような影響を与えているのか。少なくとも、信頼は得られにくいでしょう。「信頼される人材になってほしい」という学年団の願いを考えてほしいです。

そもそも、「ペナルティで掃除」ということは、積極的に行使したくありません。掃除って、ペナルティでしょうか？ それだと、世の中の清掃を生業（なりわい）にしている人は、何かしらの「いけないこと」をした人になってしまうでしょう。それはありえません。身の回りをきれいにすることも考えてくれれば幸いです。

こういう機会に、登校のあり方、学校生活のあり方、清掃について、ご家族の方と話してみてもいいのではないでしょうか。



2 「欠席」は学校生活での不利益につながる。

どうしても体調が優れないなどの理由で欠席する場合がありますが、欠席するにも「ほど」があるでしょう。そもそも、授業の出席80%以上が、進級・卒業に認められる最低要件です。考えてみましょう。フルタイムで働く人が一年間に働く日数は、職種にもよりますが週休2日くらいで考えると、250日くらいです（世の中には十分な休暇がとれない職業があることも理解しています）。で、その250日のうち、80%となると、200日出勤、つまり、土日祝日以外に50日休んでしまうこととなります。はい、ありません。



働くようになると、権利として休むことができる「年次休暇（略して年休）」というものがありますが、あってもせいぜい5～20日（中には次年度に繰り越せるものもあります。業種によるので、職業選択の判断材料にしましょう。現実問題として、年休の取得率はそこまで高くないのが日本でもあります……）です。

先ほどから示している通り、働くようになって、勤務しなければいけない日のうちの20%も休むのなんて、ありません。まあ、高校生ですから配慮して20%としているわけですけど、それで「優良な出席状況」とはなりません。

保護者の皆さん、昨年度から進路規定の一部が変更されたことは、入学式の保護者オリエンテーションで示されたとおりです。欠席は多くなると、「進路指導上の不具合」を抱えます。みなさん、それだけではありません。部活動はじめとする自主活動に制限がかかることもあります。基本である授業優先ですので。お気をつけください。なお、特別指導になるような「やってはいけないこと（飲酒・喫煙・深夜徘徊・薬物使用・その他犯罪行為）」に伴う特別指導を受けた場合も、「進路指導上の不具合」を抱えます。各家庭での確認願います。「欠席」も「やってはいけないこと」も、あなたがたを不利にする材料です。その点を心得てください。

進路指導規程

第2章 上級学校入学試験出願に関すること（推薦）

1 学校推薦基準（令和5年度入学生より適用）

- (1) 直近の成績会議において承認された5段階評定の「1」を有していないこと。
- (2) 3カ年で特別指導処置を受けていないこと。
- (3) 評定平均値など上級学校の要請に合うこと。
- (4) 第1志望の学校であること。
- (5) 校則違反や生活行動上などで問題があり、HR担任等の継続した指導にもかかわらず反省・改善のない場合は、原則として推薦しない。
- (6) 「指定校推薦」の場合は、学習成績概評C段階（3年間の全体の評定平均値2.7～3.4）以上であること。
- (7) 進学推薦委員会開催時に、1学年からの欠席日数の合計が「20日以下」であること。